

■米国：カリフォルニア州 PG&E 社、連邦倒産法第 11 条の申請へ

2019 年 1 月 14 日付の報道によると、カリフォルニア州最大の私営電力会社である PG&E 社が連邦破産法第 11 章（チャプター11）の適用を 1 月 29 日前後に申請する予定である。カリフォルニア州の法律により申請の提示を 15 日前にしなければならないため。「チャプター11」とは、再建型倒産処理を内容とするもので、日本でいう「民事再生法」に相当する。2018 年にカリフォルニア州で発生した山火事が PG&E 社の送電設備が原因とされ、同社に対する訴訟件数も増加している。2017 年と 2018 年の山火事に伴う損害賠償額は 300 億ドル（約 3 兆円）以上になる見込みであるため、PG&E 社を救済しようとしていたカリフォルニア州の規制当局や議会も、救済には時間がかかりすぎ、破産手続きは避けられないという結論に達した。「チャプター11」の適用が裁判所から認められれば、負債整理に道筋をつけて再建していく方法をとることになる。同社は DIP ファイナンス（再建企業向け融資）により、金融機関から約 55 億ドルを調達する予定である。また、これにより、同社の最高経営責任者（CEO）であるゲイシャ・ウィリアム氏は退くことになるが、顧客へのガスや電気の供給に影響が及ぶことはないと同社は述べている。後任として、同社副社長のジョン・サイモン氏が暫定 CEO を務めることが公表されている。